

事 務 連 絡
平成 3 0 年 7 月 7 日

鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

災害により被災した要援護障害者等への対応について

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されました。別添 1 及び別添 2 の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、管内市町村に対して周知を行う等、特段の御配慮をお願いいたします。

【別添 1 に関する問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課企画法令係

TEL：03-5253-1111（内 3022,3049）

FAX：03-3502-0892

【別添 2 に関する問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

自立支援振興室障害者災害対策専門官 村山

TEL：03-5253-1111（内 3072）

Mail：murayama-tarou@mhlw.go.jp